

御代田町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月 31 日

御 代 田 町
御 代 田 町 議 会
御 代 田 町 教 育 委 員 会
御 代 田 町 農 業 委 員 会
御 代 田 町 選 挙 管 理 委 員 会
御 代 田 町 監 査 委 員

御代田町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、御代田町長、御代田町議会議長、御代田町教育委員会、御代田町農業委員会、御代田町選挙管理委員会、御代田町代表監査委員が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、御代田町特定事業主行動計画策定委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び法に基づく特定事業主行動計画の策定に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、御代田町、御代田町議会、御代田町教育委員会、御代田町農業委員会、御代田町選挙管理委員会、御代田町監査委員において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

【配置・育成・教育訓練及び評価・登用について】

平成 33 年度までに、一般行政職員の管理監督的地位にある職員に占める女性割合を平成 26 年度の実績（22%）より 3%引き上げ、25%以上にする。

【仕事と家庭の両立について】

平成 33 年度までに、育児休業を取得する男性職員を 1 人以上にする。また、制度として利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得を 1 人以上にする。

【長時間勤務関係について】

平成 33 年度までに、一人平均年次休暇取得日を平成 26 年度実績（6.7 日）から 10 日にする。また、週 1 回ノー残業デーの取り組みを奨励する。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。なお、この取組は、御代田町、御代田町議会、御代田町教育委員会、御代田町農業委員会、御代田町選挙管理委員会、御代田町監査委員において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

【配置・育成・教育訓練及び評価・登用について】

平成 28 年度から、課長・課長補佐・係長の各役職段階における人材の確保を念頭に置いた人材育成を行う。

【仕事と家庭の両立について】

平成 28 年度から、育児休業からの円滑な職場復帰に向けた所属職場との連絡体制の確保等の支援を充実させる。また、男性の育児休業等取得の促進に向けて、育児休業に関する制度の周知を図る。

【長時間勤務関係について】

平成 28 年度以降においても、毎週水曜日のノー残業デーを更に奨励する。また、事務処理規則を見直すことにより、事務の効率化・簡素化を図る。年次休暇の取得においては、休暇が取得しやすいよう各課で事業の年間計画を作成する。